

国立大学法人島根大学における公正な研究遂行のための行動規範

平成19年10月23日

1 趣旨

国立大学法人島根大学は、学術の中心として深く真理を探求し、専門の学芸を教授研究するとともに、教育・研究・医療及び社会貢献を通じて、自然と共生する豊かな社会の発展に努めることを目指す総合大学である。

国や社会から大きな信頼を得て、次代の人材・科学技術を育成する機関であること及び研究活動が社会全体に及ぼす影響が極めて大きいことを念頭に置き、高い倫理観を持って研究活動における社会的責任を果たすことが求められる。

このため、研究者はじめ本学構成員は、法令遵守はもとより良心と良識に従い、社会の信頼と期待に応え得る公正な研究活動の推進に向け最大限努力する。この行動規範はその共通指針としてここに定めるものである。

2 行動規範

研究者はじめ本学構成員は、次に掲げる事項を行動規範として研究活動を行うものとする。

- 一 研究者としての誇りと責任を持ち、誠実に公正な研究を推進する。
- 二 本規範に基づき誠実に行動し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為をしない。
- 三 周囲の研究者に対し不正行為を助長するような行為又は言動をしない。
- 四 研究不正は黙認しない。
- 五 研究費は本来の研究目的としてのみ使用する。

3 遵守事項

研究者はじめ本学構成員は、健全な研究活動を保持し、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 個人でなく、グループとして研究する場合などにおいて、研究報告、各種計測データ及び実験手続などに関し、適宜確認を行う。
- 二 実験記録・資料等は個人の私的なものではなく、公的なものであるとの認識を常に持って行動する。
- 三 実験記録・資料や各種計測データ等を記録した紙及び電子記録媒体等は、成果物発表後も一定期間保管し、他の研究者等からの問合せ、調査照会等に対応できるようにする。
- 四 共同研究においては共同研究者を尊重するとともに、研究成果の公表に際しては適切な著者名の記載を行うなど責任の分担を確認する。
- 五 研究費は、本来の研究目的としてのみ使用し、大学が定めた方法でこれを支出・管理することを確認する。